

2018年3月2日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第459号）

# 国家外貨管理局、 為替予約で差金決済を許可 実需が前提、実勢相場を精算レートに

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2018年2月12日付で『為替予約業務の完善化に関する外貨管理問題についての通達』（匯発[2018]3号、以下『3号通達』という）を公布しました。為替相場の変動によるリスクヘッジの手段である為替予約において、従来、元転のみで許可されていた差金決済（ネットイン決済）が、外貨転でも可能となりました。ただし、差金決済の取扱には実需を前提とする必要があります。『3号通達』は、発布の日から施行されています。

### □ デリバティブ取引は実需が原則

為替予約の差金決済については、元転に限り2016年4月から可能<sup>1</sup>となっています。それに続いて今回の『3号通達』が、「銀行は顧客のために為替予約業務を取り扱う場合、実需の原則に合致する前提において、期限到来の受渡方式はリスクヘッジの需要に基づき全額決済もしくは差金決済を選択することができる」（第1条）としたことで、実需を前提として、元転・外貨転ともに差金決済を選択できるようになりました。

中国におけるデリバティブ取引には、実需取引の原則が堅持されています（『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則』（匯発[2014]53号）<sup>2</sup>第31条）。この実需取引については、「顧客とデリバティブ商品取引に達する前に、銀行は顧客が行うデリバティブ商品業務が実需取引の原則に合致していることを確認し、合わせて顧客が提供する声明、確認書簡等、その真実の需要背景を証明できる書面資料を取得しなければならない」（同第32条）と定めています。

<sup>1</sup> 為替の元転予約における差金決済の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第421号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0435-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> 『匯発[2014]53号』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第359号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0364-XF-0105.pdf>

#### □ 精算レートは実勢相場のレートで

差金決済金額の確定については、「差金決済の通貨は人民元とし、相殺金額の確定に使用する参考価格は国内の真実、有効な市場の為替相場でなければならない」（第1条）とし、実勢相場のレートを精算レートとするよう定めています。

\*

国家外貨管理局の潘功勝局長はメディアへの寄稿文（2018年2月7日付「財新網」）で、中国のクロスボーダー資金の流動は将来的に双方向が常態となり、全体としてバランスを維持するだろうと述べています。クロスボーダー資金流動のバランス管理としては、政策中立の原則を堅持、すなわち合法的でコンプライアンスに合致する資金の流出・流入を支持することなどを挙げています。具体的には、国内デリバティブ市場の対外開放を拡大し、豊富な取引ツールなどにより異なる主体のリスク回避の需要に応えるとしており、『3号通達』はまさにこの寄稿文を具体化した規程の一つだといえます。

『3号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および4ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国為替資金部、中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局**  
**匯発[2018]3号**  
**為替予約業務の完美化に関する外貨管理問題についての通達**

国家外貨管理局の各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各全国性中資銀行：

外貨市場の発展をさらに深化させ、实体经济にさらに良く奉仕するため、ここに為替予約業務の完美化に関する外貨管理問題について以下のように通知する。

- 1、銀行は顧客のために為替予約業務を取り扱う場合、実需の原則に合致する前提において、期限到来の受渡方式はリスクヘッジの需要に基づき全額決済もしくは差金決済を選択することができる。差金決済の通貨は人民元とし、相殺金額の確定に使用する参考価格は国内の真実、有効な市場の為替相場でなければならない。
- 2、銀行は顧客のために差額受渡の為替予約業務を取り扱う場合、元転・外貨転総合ポジション管理に組み入れ、合わせて『国家外貨管理局綜合司による銀行の元転・外貨転統計報告表に関する問題についての通達』（匯綜発[2017]4号）の規定に基づき関連報告表を送付する。
- 3、銀行は業務の革新および管理水準を引き上げ、積極的に顧客が外貨のリスク管理を適切に遂行することを支持し、同時に顧客のリスク教育を改善し、リスク中立理念の樹立を誘導し、合理的に、慎重に外貨デリバティブ業務を展開しなければならない。
- 4、本通達は発布の日より実施する。以前の規定と本通達が不一致である場合、本通達を基準とする。国家外貨管理局各分局・外貨管理部は本通達を受けた後、遅滞なく管轄内の関連金融機構に転送されたい。  
特にここに通知する。

国家外貨管理局  
2018年2月12日

(中国語原文)

**国家外汇管理局**  
**汇发[2018]3号**  
**关于完善远期结售汇业务有关外汇管理问题的通知**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：

为进一步深化外汇市场发展，更好服务实体经济，现就完善远期结售汇业务有关外汇管理问题通知如下：

- 一、 银行为客户办理远期结售汇业务，在符合实务原则前提下，到期交割方式可以根据套期保值需求选择全额或差额结算。差额结算的货币为人民币，用于确定轧差金额使用的参考价应是境内真实、有效的市场汇率。
- 二、 银行为客户办理差额交割远期结售汇业务，纳入结售汇综合头寸管理，并按照《国家外汇管理局综合司关于调整银行结售汇统计报表有关问题的通知》（汇综发〔2017〕4号）规定报送相关报表。
- 三、 银行应提高业务创新和管理水平，积极支持客户做好外汇风险管理，同时完善客户风险教育，引导树立风险中性理念，合理、审慎开展外汇衍生品业务。
- 四、 本通知自发布之日起实施。此前规定与本通知不一致的，以本通知为准。  
国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，请及时转发辖内有关金融机构。  
特此通知。

国家外汇管理局  
2018年2月12日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。